

## 花巻市が実施する価格高騰対策（電気・ガス・食料品など）について

市では、電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響を受けている事業者・市民の負担を軽減するため、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援地方交付金」などを活用し、下記のとおり支援します。

### 事業者に対する支援

#### ▶電気料金高騰対策支援事業（予算額：74,000千円、商工労政課 41-3536）

市内の中小企業者のうち、特に電気料金高騰の影響を受けている製造業又は卸売業を営む中小企業者に対し支援金を支給します。

【対象者】 市内に事業所を有し、製造業又は卸売業を営む中小企業者（法人・個人）

【支援内容】 市内事業所で使用した電気料金の合計で、令和4年4月から11月までの任意の連続した6か月の合計額と前年同期の合計額を比較し、その差額を支給上限の範囲内で支給。支給の上限額は下記のとおり。

上限額：法人 20万円  
個人事業者 5万円  
※法人330社、個人事業者150人を想定

【申請等】 申請期間：令和4年12月1日から令和4年12月26日まで  
申請方法：所定の申請様式に下記資料を添付して本事業の委託先である花巻商工会議所に提出（添付資料）

- ・電気料金の使用期間、金額の確認できる書類及び支払ったことが確認できる書類（領収書、電気料金の明細）
- ・製造業又は卸売業であることを証する書類
- ・支援金の振込を希望する口座通帳の写し

#### ▶宿泊施設等燃料高騰緊急対策支援金（予算額：8,200千円、観光課 41-3542）

市内の温泉宿泊施設等を対象に、燃料費高騰の影響を緩和するため、支援金を支給します。

【対象者】 下記のいずれかに該当する事業者で事業継続の意思がある事業者（法人・個人）

- ①市内で温泉施設を営んでいる事業者
- ②①を除く、旅館業法の許可を受け「旅館」「ホテル営業」「簡易宿所営業」を営んでいるもので、市内に本社又は主たる事業所を有する事業者

ただし、風俗営業等の規制及び業務適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業を営む者は除く

【対象経費】 市内温泉宿泊施設等が令和4年4月から令和4年12月までの連続した任意の3か月に、事業用に使用した対象となる燃料費の上昇額。対象となる燃料は下記のとおり。  
※利用者が限定されている施設は対象外

対象燃料：電気、重油、灯油、軽油、LPガス、都市ガス

【支援金額】 支援金の計算式（1施設あたり）  
市内温泉宿泊施設等において事業用に使用した「対象経費」から「前年同月の対象経費」を差引いた差額を支給。ただし、1施設あたりの支給の上限額は下記のとおり。

1施設あたりの上限額：法人 20万円  
個人事業者 5万円  
※法人36社、個人事業者20人を想定

【申請等】 申請期間：令和4年12月1日から令和5年1月31日まで（予定）  
申請方法：観光課まで郵送又は持参で提出。申請様式等は市が各事業者に送付します。

▶社会福祉施設等物価高騰対策事業（予算額 43,980千円、担当は下記問合せ先参照）

電力料金の価格高騰の影響を受けている市内社会福祉施設等に対し、支援金を支給します。

- 【対象者】 下記の市内社会福祉施設
- (1) 介護サービス事業所、高齢者施設（224事業所）
  - (2) 障がい福祉サービス事業所（88事業所）
  - (3) 児童養護施設、救護施設（2施設）
  - (4) 保育施設等（62施設）
  - (5) 産後ケア施設（1施設）

【支援内容】 市内施設で使用した電気料金の合計で、令和4年4月から申請日の直近までの任意の連続した6か月の合計額と前年度同期の合計額を比較し、その差額を支給上限の範囲内で支給。

上限額 : 入所施設 20万円（児童養護施設、救護施設含む）  
通所施設 10万円（保育施設等、産後ケア施設含む）  
訪問系施設 2万円

※1施設で複数のサービス事業を運営している場合は、1つのサービス事業のみが対象となります。

（例）入所サービス事業と訪問サービス事業を運営している場合は、入所施設又は訪問施設いずれか1つの区分の支援金のみを支給

【申請等】 申請期間：令和4年12月上旬から令和5年1月31日まで  
申請方法：申請書に下記資料を添付し郵送又は持参で提出（市から各施設にお知らせする予定）  
〈添付資料〉・連続した任意の6か月の電気料の明細  
・債権者登録申請書（支援金振込口座等に関する申請書）

【申請先・問合せ先】

- (1) 介護サービス事業所、高齢者施設：長寿福祉課・内線596
- (2) 障がい福祉サービス事業所：障がい福祉課・内線503
- (3) 児童養護施設、救護施設：地域福祉課・内線592
- (4) 保育施設等：こども課・45-1311（花巻市教育委員会内）内線344
- (5) 産後ケア施設：健康づくり課・内線301

子育て世帯等に対する支援

▶はなまき子育て世帯臨時特別支援金給付事業（予算額 208,195千円、地域福祉課 41-3575）

市では、岩手県が行う「いわて子育て世帯臨時特別支援金給付事業（本年度2回目の実施）」の対象とならない令和4年10月以降に生まれた児童及び高校生等がいる世帯に対し、市独自に2回目の支援金を支給します。

〈岩手県分〉

【対象者】 平成19年4月2日から令和4年9月30日までに生まれた児童を養育している方  
対象児童：約10,850人

【給付額】 児童1人当 1万5千円

【申請等】 ①上記対象のうち「はなまき子育て世帯臨時特別支援金」（初回分）を受給済の方：申請不要  
12月中に支給予定  
②①以外の方：申請が必要（申請書は市の窓口又は市のホームページ等配置・掲載）  
必要事項を記入の上、地域福祉課に申請。申請書を受付後、順次給付予定。

〈花巻市独自分〉

【対象者】 ①令和4年10月1日から令和5年3月31日までに生まれた児童を養育している方  
②平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた高校生等を養育している方

【給付額】 ①②いずれも児童1人当 1万5千円  
対象児童：①330人、②2,600人（いずれも見込み）

【申請等】 ①に該当する方  
・花巻市から児童手当を受給する予定の方は申請不要、1月以降に順次支給予定  
・公務員等で所属庁から児童手当を受給する方は申請が必要、申請書は市の窓口又は市のホームページ等で申請書入手し、地域福祉課に申請をお願いします。  
申請書を受付後、順次支給予定。  
②に該当する方  
・花巻市から児童手当を受給している方は申請不要、12月中に支給予定  
・公務員の方及び高校生のみを養育している方は申請が必要  
12月中を目途に各世帯に申請書を送付予定。申請書を受付後、順次支給予定。

▶**保育施設等物価高騰対策緊急支援事業（予算額 8, 100千円、こども課 41-3149）**

食料品価格高騰に伴う給食費の増額防止及び保育所・保育利用者の負担軽減を図るため、私立保育所等に対し支援金を支給します。

- 【対象施設】 市内に所在する下記施設
- ・私立認可保育施設  
保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業内保育事業所
  - ・私立幼稚園
  - ・認可外保育施設（企業主導型含む）

【支援内容】 対象施設に入所・入園している児童数に応じて価格高騰分6か月分を支給

①3歳児未満の価格高騰分：給食費1人当月額675円

②3歳児以上の価格高騰分：給食費1人当月額450円

※価格高騰分：日本銀行調査統計局の企業物価指数に基づき算出

給付額：①②の額に、令和4年9月から令和5年3月までの間の入所・入園している児童数（各月1日現在）を乗じた額を各施設に支給

例）①3歳児未満児童数100人、②3歳以上児童数200人の施設への支援額

①100人×675円+②200人×450円=157,500円

【申請等】 申請期間：令和5年2月中旬から下旬を予定

※別途対象施設に申請案内を送付します

申請方法：所定の申請様式に必要事項を記入の上、こども課まで郵送又は持参で提出。

## 市民に対する生活支援

▶**低所得者等物価高騰対策緊急支援事業（予算額 23, 625千円、地域福祉課 41-3572）**

市では、電力・ガス・食料品などの価格高騰の影響を特に受けている低所得世帯の負担を軽減し、生活の安定を図るため、国が行う「価格高騰緊急支援給付金給付事業」の対象とならない住民税課税世帯のうち、住民税が均等割のみ課税である者及び非課税である者で構成されている世帯に対し、市独自に給付金を給付します。

【対象世帯】 令和4年11月1日現在で花巻市に住民登録があり、令和4年度住民税均等割のみ課税者及び非課税者で構成されている世帯

※住民税課税世帯（均等割のみの世帯）約2,200世帯

【給付金額】 1世帯当たり 1万円

【申請等】 申請期間 令和4年12月5日から令和5年1月31日まで

※11月30日に市から対象世帯に申請書を送付予定

申請方法 必要事項を記入し資料を添付の上、地域福祉課に郵送又は持参で提出

### 〈参考〉

価格高騰緊急支援給付金給付事業（国事業 予算額509,686千円、担当 地域福祉課 内線429）

【対象世帯】 ①住民税非課税世帯

令和4年9月30日現在で花巻市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度分住民税（均等割）が非課税である世帯（約8,900世帯）で、下記の全てに該当する世帯

- ・世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の税法上の扶養を受けていないこと
- ・世帯の中に、税申告について未申告の方がいないこと
- ・世帯の中に、租税条約\*の規定により所得税を免除され、それに伴い住民税が免除されている方がいないこと

租税条約\*：所得税、法人税等の国際間での二重課税の回避、脱税・租税回避の防止等のために、日本国と相手国との間で締結したもの。

②家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず※令和4年1月から令和4年12月までの収入が減少し、同一世帯員全員が「住民税非課税相当」の収入と認められる世帯

※予期せず家計が急変したことの事由には、電力等の価格高騰に加え、新型コロナウイルスの影響によるものを含む。

【給付金額】 1世帯当たり5万円

【申請等】 ①住民税非課税世帯

**申請方法**：市が送付（12月2日送付予定）する「確認書」の記載内容を確認し、氏名等の必要事項を記入のうえ返信用封筒で返送

※世帯に令和4年度住民税未申告の方や令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合等は別途申請が必要

**申請期間**：確認書受取り後、令和5年1月31日（火）まで

②家計急変世帯

**申請方法**：「申請書」に減少した令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入が確認できる書類（給与明細書、売上台帳、年金振込通知等）を添付し市窓口にて申請（申請書は市窓口、市ホームページ等に配置・掲載）

※収入の種類は給与、事業、不動産、年金（非課税の公的年金等を除く）

**申請期間**：令和4年12月5日（月）から令和5年1月31日（火）まで